

# 第48回

## 定時株主総会招集ご通知

■ 日 時

2020年7月29日（水曜日）午前10時

■ 場 所

神戸市東灘区魚崎浜町15番地2  
当社本社（神戸ヘッドオフィス）

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面もしくはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。なお、ご出席の株主様には、送迎バス乗り場もしくは当社本社（神戸ヘッドオフィス）入館時に検温を実施させていただきます。検温の結果によっては、誠に恐縮ですが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。

昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

The Mirai Salad Company

ROCK FIELD

# index

## ■ 招集ご通知

招集ご通知	2
-------	---

## ■ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6

## ■ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	15
(1) 事業の経過及びその成果	15
(2) 設備投資等の状況	18
(3) 資金調達の状況	18
(4) 対処すべき課題	19
(5) 財産及び損益の状況の推移	20
(6) 重要な親会社及び子会社の状況	21
(7) 主要な事業内容	21
(8) 主要な営業所及び工場	22
(9) 従業員の状況	22
(10) 主要な借入先	23
2. 会社の株式に関する事項	24
3. 会社の新株予約権等に関する事項	24
4. 会社役員に関する事項	25
5. 会計監査人の状況	29
6. 会社の体制及び方針	30

## ■ 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表	35
連結損益計算書	36
連結株主資本等変動計算書	37
連結注記表	38
貸借対照表	47
損益計算書	48
株主資本等変動計算書	49
個別注記表	50

## ■ 監査報告書

連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	55
会計監査人の監査報告書 謄本	56
監査役会の監査報告書 謄本	57

## 株主各位

神戸市東灘区魚崎浜町15番地2  
株式会社 ロック・フィールド  
代表取締役社長  
古塚孝志

# 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波の感染拡大が今後も懸念されております。

つきましては、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面もしくはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

書面もしくはインターネットによって議決権を行使いただく際には、お手数ながら後記の株主総会参考書類(5ページから13ページまで)をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3ページ)をご参照いただき、2020年7月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2020年7月29日(水曜日) 午前10時   |
| 2. 場 所          | 神戸市東灘区魚崎浜町15番地2<br>当社本社(神戸ヘッドオフィス)<br><div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">末尾の会場ご案内図をご参照ください。</div> |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第48期(2019年5月1日から2020年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第48期(2019年5月1日から2020年4月30日まで)計算書類報告の件                    |
| 決議事項            | 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 取締役7名選任の件  |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | 3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、または株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.rockfield.co.jp>) に掲載させていただきます。





# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 | 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の業績は、大型台風など相次ぐ自然災害や昨年10月の消費税率引き上げ後の生活防衛意識の高まりによる個人消費の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前期に比べ大幅な減収減益となりましたが、第48期の期末配当につきましては、前期と同じ、1株につき23円とさせていただきます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当金23円とし、配当総額は611,238,294円といたしたいと存じます。これにより中間配当金（1株につき9円）と合わせて、年間配当金は1株につき32円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年7月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 | 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会において経営の基本方針その他会社の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行っております。取締役会は、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮し、会社経営や当社の業務に精通し、人格・見識に優れた人物により構成することとしております。また社外取締役の選任にあたっては、当社の社外役員の独立性判断基準を満たすとともに、各々の豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行うことができる人物を選任しております。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
①	再任 岩田 弘三 <small>いわ た こう ぞう</small>	代表取締役会長	48年
②	再任 古塚 孝志 <small>ふる つか たか し</small>	代表取締役社長	9年
③	再任 細見 俊宏 <small>ほそ み とし ひろ</small>	専務取締役	8年
④	再任 遠藤 宏 <small>えん どう ひろし</small>	取締役	3年
⑤	再任 中野 勘治 <small>なか の かん じ</small>	社外取締役候補者 独立役員	取締役 2年
⑥	再任 門上 武司 <small>かど かも たけ し</small>	社外取締役候補者 独立役員	取締役 2年
⑦	再任 松村 はるみ <small>まつ むら</small>	社外取締役候補者 独立役員	取締役 1年

候補者  
番号

1

再任

いわ た こう ぞう  
岩田 弘三  
(1940年9月14日生)



所有する 当社の株式数	784,200株
----------------	----------

取締役会出席率	100% (12回中12回)
---------	-------------------

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1965年12月 神戸市中央区(元生田区)にフランス料理店「レストランフック」を開業
- 1972年6月 株式会社ロック・フィールド設立  
代表取締役社長就任
- 1986年5月 株式会社コウベデリカテッセン設立  
代表取締役社長就任(現任)
- 2014年7月 代表取締役会長兼最高経営責任者就任
- 2016年5月 代表取締役会長兼社長就任
- 2018年7月 代表取締役会長就任(現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

株式会社コウベデリカテッセン 代表取締役社長  
株式会社岩田 代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

岩田弘三氏は、1972年6月に当社を創業して以来、48年間にわたり代表取締役として経営を担い、重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たし、当社グループの成長に大きく貢献してきました。食品業界や百貨店など小売業界に関する豊富な知識や、これまでに培ってきた経営全般に関する経験と実績に基づき、経営陣への的確な助言や当社の未来を担う経営幹部の育成、さらには創業精神、ロック・フィールドDNAを通じて、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

再任

ふるつか たかし  
**古塚 孝志**  
(1965年2月26日生)

所有する 当社の株式数	36,417株
----------------	---------

取締役会出席率	100% (12回中12回)
---------	-------------------

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 2007年 8月 執行役員 静岡ファクトリーマネージャー
- 2010年 4月 執行役員 生産本部長
- 2010年 8月 上席執行役員 生産本部長
- 2011年 7月 取締役就任 生産本部長
- 2013年 7月 常務取締役就任 生産本部長
- 2014年 7月 代表取締役社長就任
- 2016年 5月 専務取締役就任 生産本部、購買本部、品質保証部管掌
- 2017年 7月 代表取締役副社長就任
- 2018年 7月 代表取締役社長就任(現任)

### ■ 重要な兼職の状況

岩田(上海)餐飲管理有限公司 監事  
株式会社コウベデリカテッセン 取締役

### 取締役候補者とした理由

古塚孝志氏は、代表取締役として経営を担い、中長期的な成長のためのビジネスプロセスの変革や販路の拡大に向けた取り組みを主導し、重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしております。また、経営全般に関する経験と実績に基づく強いリーダーシップと的確な意思決定により、コロナ後を見据え、経営体質の強化を目的に構造改革に取り組んでおり、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3

再 任

ほ そ み と し ひ ろ

細見 俊宏

(1964年6月20日生)



所 有 す る 当 社 の 株 式 数	20,066株
------------------------	---------

取 締 役 会 出 席 率	100% (12回中12回)
---------------	-------------------

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社  
 2007年 8 月 執行役員 企画開発部長  
 2010年 8 月 上席執行役員 物流システム本部長  
 2012年 5 月 上席執行役員 物流システム本部長、購買本部長  
 2012年 7 月 取締役就任 物流システム本部長、購買本部長  
 2013年 3 月 取締役 物流システム本部長  
 2015年 4 月 取締役 物流システム本部、管理部門管掌  
 2015年 7 月 専務取締役就任 物流システム本部、管理部門管掌  
 2016年 5 月 専務取締役就任 東日本販売本部、西日本販売本部、物流システム本部管掌  
 2017年 7 月 専務取締役 物流システム本部管掌  
 2018年 7 月 専務取締役 販売本部、物流システム本部管掌  
 2019年 7 月 専務取締役 企画開発本部、物流システム本部管掌  
 (現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

株式会社コウベデリカテッセン 取締役

### 取締役候補者とした理由

細見俊宏氏は、販売・企画開発・物流・管理部門における要職を歴任し、多岐にわたる業務に精通しており、幅広い見識と多面的な視点に基づき、当社の経営における意思決定と業務執行の監督に重要な役割を果たしております。専務取締役として、企画開発・物流部門を管掌し、豊富なマネジメント経験を活かした組織体制の強化やそうざいの新たな価値を提案する商品開発の強化に取り組んでおり、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

4

再任

えん どう ひろし  
遠藤 宏  
(1962年1月1日生)

所有する 当社の株式数	3,683株
取締役会出席率	100% (12回中12回)

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 2月 当社入社  
 2007年 8月 執行役員 東日本販売部長  
 2010年 8月 上席執行役員 東日本商品本部長  
 2011年 8月 執行役員 商品政策室長  
 2013年 8月 執行役員 経営企画部長  
 2014年 8月 上席執行役員 経営企画本部長  
 2016年 5月 上席執行役員 東日本販売本部長  
 2017年 7月 取締役就任 販売本部長(現任)

## ■ 重要な兼職の状況

なし

## 取締役候補者とした理由

遠藤 宏氏は、販売・経営企画部門の要職を歴任し、販売政策や事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しており、その多角的な知見に基づき、当社の経営における意思決定と業務執行の監督に重要な役割を果たしております。販売本部長として、店舗の売り方変革や生産性向上などの販売体制の強化や、新たな業態の開発に取り組んでおり、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるために、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

5

再 任

社 外

独 立

なか の かん じ  
**中野 勘治**

(1939年7月7日生)



所 有 す る 当 社 の 株 式 数	5,000株
取 締 役 会 出 席 率	100% (12回中12回)
社 外 取 締 役 と して の 在 任 期 間	2年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1962年 4 月 日本冷蔵株式会社(現株式会社ニチレイ)入社
- 1989年 6 月 株式会社ニチレイ 取締役
- 2003年10月 株式会社アールワイフードサービス(現三菱食品株式会社) 代表取締役社長
- 2008年 3 月 株式会社菱食(現三菱食品株式会社) 代表取締役社長
- 2011年 7 月 三菱食品株式会社 代表取締役会長
- 2014年 7 月 食品産業文化振興会 会長(現任)
- 2015年 7 月 オフィスK設立 代表(現任)
- 2018年 7 月 当社取締役就任(現任)

#### ■ 重要な兼職の状況

なし

### 社外取締役候補者とした理由

中野勘治氏は、食品メーカーの株式会社ニチレイや流通大手の三菱食品株式会社などの代表取締役を歴任し、企業経営者としての豊富な知識と経験を有しております。その豊富な知見に基づき、マーケットを意識した経営戦略やブランド・商品戦略など実践的な観点を当社取締役に反映させるとともに、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるための有益なご意見やご指摘をいただいております。独立した立場から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を行うための十分な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

### 責任限定契約

中野勘治氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とすることを予定しております。

候補者  
番号

6

再任

社外

独立

かど かみ たけ し

門上 武司

(1952年10月3日生)



所有する 当社の株式数	0株
取締役会出席率	100% (12回中12回)
社外取締役 としての在任期間	2年

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 7月 株式会社ジオード設立 代表取締役(現任)  
 1999年 5月 株式会社クリエテ関西「あまから手帖」編集顧問(現任)  
 2002年10月 一般社団法人日本ソムリエ協会 名誉ソムリエ(現任)  
 2004年10月 門上武司食研究所設立  
 2008年10月 京都調理師専門学校 特別授業講師(現任)  
 2010年 5月 大阪商工会議所「食の都・大阪」審査員長(現任)  
 2016年 6月 一般社団法人全日本・食学会 副理事長(現任)  
 2018年 7月 当社取締役就任(現任)  
 2019年 2月 ラ・シェーヌ・デ・ロティスール協会関西支部  
 会長(現任)

### ■ 重要な兼職の状況

なし

### 社外取締役候補者とした理由

門上武司氏は、料理雑誌「あまから手帖」の編集顧問や全日本・食学会の副理事長を務めるなど、長年にわたり食の世界に精通し、フードコラムニストとしての食への探究心と豊富な知識を有しております。その豊富な知見に基づき、食を通じた新たな情報発信など多角的な視点を当社取締役会に反映させるとともに、そうざいの価値創造を促す企画開発力の向上など当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるための有益なご意見やご指摘をいただいております。独立した立場から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を行うための十分な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

### 責任限定契約

門上武司氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とすることを予定しております。

候補者  
番号

7

再任

社外

独立

まつむら

松村 はるみ

(1954年3月25日生)



所有する 当社の株式数	1,000株
取締役会出席率	100% (9回中9回)
社外取締役 としての在任期間	1年

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月 株式会社西武百貨店(現株式会社そごう・西武)入社  
2004年6月 株式会社アンリ・シャルパンティエ(現株式会社シュゼット)  
代表取締役  
2008年7月 当社取締役就任  
2011年7月 株式会社住生活グループ(現株式会社LIXILグループ)  
上席執行役員 広報・宣伝・環境戦略担当  
株式会社LIXIL 上席執行役員 広報・宣伝担当兼CSR・環境戦略担当  
当社取締役退任  
2013年6月 株式会社LIXILグループ 執行役専務 広報・CSR・環境戦略  
担当兼コーポレートコミュニケーション部長  
株式会社LIXIL 取締役 専務執行役員 広報・CSR・環境戦略担当  
2016年11月 株式会社LIXILグループ 執行役専務 人事・総務担当兼住宅  
・サービス事業担当  
株式会社LIXIL 取締役 専務役員 CHRO兼CRE本部管掌  
2019年7月 当社取締役就任(現任)

## ■ 重要な兼職の状況

なし

## 社外取締役候補者とした理由

松村はるみ氏は、洋菓子メーカーの株式会社アンリ・シャルパンティエ(現株式会社シュゼット)の代表取締役や、グローバルに事業展開を行っている住宅設備メーカーの株式会社LIXILグループの要職を歴任し、小売業にも精通し、企業経営者としての豊富な知識と経験を有しております。その豊富な知見と経験に基づき、経営戦略など実践的な視点を当社取締役会に反映させるとともに、次世代のリーダー養成や女性の活躍を促進する人材育成などのマネジメント力とグローバルな視点など、当社のさらなる発展と企業価値向上を実現させるための有益なご意見やご指摘をいただいております。独立した立場から当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を行うための十分な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。

## 責任限定契約

松村はるみ氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とすることを予定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 中野勘治氏、門上武司氏及び松村はるみ氏は、社外取締役候補者であります。3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(提供書面)

# 事業報告 (2019年5月1日から2020年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年5月1日～2020年4月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しましたが、大型台風など相次ぐ自然災害や昨年10月の消費税率引き上げ後の生活防衛意識の高まりにより個人消費が落ち込む中、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況が続いております。

中食・惣菜業界におきましては、ライフスタイルの変化による中食市場の拡大が続く一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインショップの利用増加や、外食企業や飲食店のテイクアウト、宅配サービスへのビジネスモデルの転換が進み、垣根を越えた競争が激化しております。

このような状況の中、当社グループは「The Mirai Salad Company」として、より高品質な商品提案・健康的で豊かな食卓提案を通して、お客様の豊かなライフスタイルの創造に貢献できるように取り組んでまいりました。また、食に携わる企業として、政府のガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染防止と従業員の健康管理に努め、安心・安全な製造・販売環境を維持することと合わせて、お客様にとってより安心・安全な売場環境づくりに努めてまいりました。しかしながら、昨年から続く百貨店など商業施設への来店客数の減少や郊外立地の百貨店の閉店に加え、新型

新型コロナウイルス感染防止を目的とした緊急事態宣言が全国に発令、都道府県知事による営業自粛要請や外出自粛要請に伴い、百貨店・駅ビルの全館一時休業、食品フロアの限定営業や営業時間短縮などの影響により、経営環境は著しく悪化し、大幅な減収減益となりました。

主なブランド別の概況は以下のとおりであります。

「RF1」ブランドにおきましては、「野菜は、多才。」をテーマに、素材の旨みを凝縮させるなど、野菜の美味しさを引き出す様々な調理方法で、食卓における新しい野菜の楽しみ方を提案しました。併せて、クリスマスや年末年始には、WEBや電話など予約方法の利便性の向上、前菜からメイン料理まで、“特別”をお家で気軽に味わうことのできる「XmasパーティBOX」の提案など事前予約商品の拡充を図りました。また、「RF1」ブランドから「グリーン・グルメ」ブランドへの業態変更により、売上高39百万円が「RF1」ブランドから「グリーン・グルメ」ブランドの売上高となり、売上高は30,299百万円（前期比7.7%減）となりました。

「グリーン・グルメ」ブランドにおきましては、セレクトショップとして「RF1」ブランドのサラダを中心とした品揃えに、「いとはん」ブランド、「融合」ブランドのサラダ・料理の販売強化を行いました。また、2015年4月期より進めて

おりました「RF1」ブランドから「グリーン・グルメ」ブランドへの業態変更の影響などがあつたものの、売上高は8,413百万円（前期比3.1%減）となりました。

「いとはん」ブランドにおきましては、「カラダよろこぶ あわせ買い」をテーマにした食卓提案や、「旬を、冒険しよう。」をテーマに、その時期だけの特別な味わいの素材を意外な素材と組み合わせることで、美味しくて新しい旬の提案を行いました。また、日本の伝統や食文化を取り入れた和そうざいのニーズの高まりに対して、3店舗を新たに开店いたしました。売上高は3,457百万円（前期比2.2%減）となりました。

「神戸コロッケ」ブランドにおきましては、ブランド創設30周年特別企画として、創設からの想いを繋げる「復刻コロッケ」の提案や、じゃがいもやごぼうなど生産者のこだわりが詰まった季節感のある素材を使用したコロッケの提案を行いました。売上高は2,702百万円（前期比6.3%減）となりました。

「ベジテリア」ブランドにおきましては、「きれいなカラダ、飲む野菜。」をテーマに、不足しがちな野菜や果物を手軽に摂れるジュースの提案や素材の栄養をしっかりと訴求したジュースの提案を行いました。また、「食事にプラスがよいジュース」をテーマに、ご自宅や職場でのお食事に合わ

せて飲んでいただける冷蔵保存可能なジュースの提案などを行いました。売上高は1,212百万円（前期比16.2%減）となりました。

「融合」ブランドにおきましては、「アジアの風味で野菜を愉しむ」をテーマに、アジア料理特有のスパイスを使用した野菜料理の提案や、「アジアの豊かな米文化をめしあがれ。」をテーマに、東南アジアに広がるお米を使用した商品の提案を行いました。売上高は957百万円（前期比13.9%減）となりました。

「その他」ブランドに含まれております連結子会社である岩田（上海）餐飲管理有限公司におきましては、新たに1店舗を出店し中国上海市に3店舗を展開しております。その結果、売上高は158百万円（前期比5.4%増）となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は47,667百万円（前期比6.5%減）、営業利益は475百万円（前期比80.4%減）、経常利益は591百万円（前期比76.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は193百万円（前期比88.8%減）となりました。

なお、当社グループはそうざい事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注）上記金額には消費税等は含まれておりません。

企業集団の売上につきましては、次のとおりであります。

ブランド		期別		第47期（2019年4月期）		第48期（2020年4月期）		対前期比 (%)
		売上 (百万円)	構成比 (%)	売上 (百万円)	構成比 (%)			
R F 1	サ ラ ダ	18,264	35.8	16,558	34.7	90.7		
	フ ラ イ	6,932	13.6	6,326	13.3	91.3		
	その他そうざい	7,639	15.0	7,414	15.6	97.1		
	小 計	32,836	64.4	30,299	63.6	92.3		
グ リ ー ン ・ グ ル メ		8,683	17.0	8,413	17.6	96.9		
い と は ん		3,535	6.9	3,457	7.3	97.8		
神 戸 コ ロ ッ ケ		2,882	5.7	2,702	5.7	93.7		
ベ ジ テ リ ア		1,447	2.9	1,212	2.5	83.8		
融 合		1,112	2.2	957	2.0	86.1		
そ の 他		479	0.9	624	1.3	130.3		
合 計		50,978	100.0	47,667	100.0	93.5		

当社の売上につきましては、次のとおりであります。

ブランド		期別	第47期（2019年4月期）		第48期（2020年4月期）		対前期比 (%)
			売上 (百万円)	構成比 (%)	売上 (百万円)	構成比 (%)	
R F 1	サラダ	18,264	35.9	16,558	34.9	90.7	
	フライ	6,932	13.7	6,326	13.3	91.3	
	その他そうざい	7,639	15.0	7,414	15.6	97.1	
	小計	32,836	64.6	30,299	63.8	92.3	
グリーン・グルメ		8,683	17.1	8,413	17.7	96.9	
いとはん		3,535	7.0	3,457	7.3	97.8	
神戸コロッケ		2,882	5.7	2,702	5.7	93.7	
ベジテリア		1,447	2.8	1,212	2.5	83.8	
融合		1,112	2.2	957	2.0	86.1	
その他		328	0.6	465	1.0	141.7	
合計		50,827	100.0	47,508	100.0	93.5	

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は保証金等も含め総額1,402百万円であります。その主なものは百貨店等、店舗の新規出店・リニューアルに伴う店舗設備投資額が744百万円、神戸、静岡、玉川の各ファクトリーへの設備投資額が441百万円であります。

なお、当連結会計年度末現在において工事継続中の主要設備は、静岡ファクトリー第4棟の増設であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,000百万円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済・社会活動が大幅に制限されておりましたが、新規感染者数の減少により、商業施設や公共施設の休業要請などが緩和され、徐々に経済・社会活動も再開に向けて動き出しています。ただ、緩和に伴う第2波・第3波への懸念は拭えず、厳しい経済状況は今後も続くものと予想されます。また、感染リスクの低減を目的とした「新しい生活様式」の実践が推奨されるなど、かつての日常を取り戻すのは難しく、今後も新型コロナウイルス感染症による影響や収束の時期などを見通すことが困難な状況が続くと思われま

す。中食・惣菜業界におきましては、外出自粛を背景とした家庭での喫食機会の増加による中食需要の増加が見込まれ、食品スーパーやコンビニエンスストアなどとの競争激化に加え、オンラインショップの利用増加や、外食企業や飲食店のテイクアウト、宅配サービスへのビジネスモデルの転換が進み、垣根を越えた競争が激化することと思われま

す。このような環境の中、当社グループにおきましては、「私たちは、SOZAIへの情熱と自ら変革する行動力をもって、豊かなライフスタイルの創造に貢献します。」という経営理念のもと、この厳しい現状を大きな変革の機会としてとらえ、抜本的なコスト構造の見直しによる経営体質の強化と新しい販売チャネルの構築に全社をあげて取り組んでまいります。

販売部門におきましては、「新しい生活様式」の実践を見据えた既存の店舗ビジネスモデルの変革とオンラインショップの拡大、卸事業の強化に積極的に取り組んでまいります。

企画開発部門におきましては、「新しい生活様式」に対応した高品質で日持ちのする、パッケージ化された商品やキット化された商品、冷凍食品の開発に積極的に取り組んでまいります。

生産部門、物流部門におきましては、商品の更なる品質向上や機械化・少人化による生産性の向上と合わせて、配送方法や配送ルートの効率化に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 (2017年4月期)	第46期 (2018年4月期)	第47期 (2019年4月期)	第48期 (2020年4月期)
売上高 (百万円)	50,720	51,536	50,978	47,667
経常利益 (百万円)	3,064	3,159	2,461	591
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,084	2,086	1,732	193
1株当たり当期純利益	78円48銭	78円55銭	65円21銭	7円27銭
総資産 (百万円)	32,848	33,696	34,629	33,324
純資産 (百万円)	26,403	27,651	28,492	27,801

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 (2017年4月期)	第46期 (2018年4月期)	第47期 (2019年4月期)	第48期 (2020年4月期)
売上高 (百万円)	50,574	51,394	50,827	47,508
経常利益 (百万円)	3,084	3,199	2,495	619
当期純利益 (百万円)	2,105	2,062	1,766	221
1株当たり当期純利益	79円26銭	77円64銭	66円49銭	8円34銭
総資産 (百万円)	32,915	33,736	34,703	33,442
純資産 (百万円)	26,480	27,702	28,577	27,926

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
岩田（上海）餐飲管理有限公司	500百万円	100%	そうざいの製造・販売

## (7) 主要な事業内容

業 態 別	主 要 製 品
R F 1	柑橘香る北海道産生ハムとアスパラの華やかサラダ、旬を楽しむ 無花果と燻製ハムのサラダ、秋を味わう素材のローストとアボカドのサラダ、みんな大好き！小海老のフライ、まるごと香ばし海老の旨みソース、牛肉のグリル 霜降りひらたけのロースト添え
グリーン・グルメ	XO醤の旨み 牛いちぼローストと筍のサラダ、たっぷり海の幸のスペシャルサラダ、ゴールドラッシュ使用グリルコーンとアボカドのサラダ、アボカドと沖縄島豆腐の和さらだ 柚子胡椒風味、香ばしグリル海老とポテトのアヒージョ風
いとほん	白胡椒香る 境港産銀鮭の和さらだ、合鴨ロースト 焼き根菜とクレソン添え、播磨灘産 牡蠣の南蛮仕立て、たっぷり温野菜の豚しゃぶ弁当、宮城県産銀鮭使用 西京焼きのり弁
神戸コロッケ	復刻 肉じゃがコロッケ、シンプルなじゃがいもコロッケ、黒毛和牛のビーフコロッケ、宮崎県産もちりり芋コロッケ、北海道産とうもろこしのクリームコロッケ
ベジテリア	緑の健康バランス30品目、濃厚緑の30品目 季節ブレンド、にっぼんの桃&いちご、ファームランド牧の芳醇マスクメロン、じっくり焼いた愛媛のみかん
融 合	クレソンと香味野菜のサラダ、ベトナムの定番 海老の生春巻き、1食分の野菜が摂れる トムヤムクン、スープが自慢 鶏のフォー、タイ風 海老トースト

## (8) 主要な営業所及び工場

本 社	神戸市東灘区魚崎浜町15番地2
東 京 オ フ ィ ス	東京都中央区
神 戸 フ ァ ク ト リ ー	神戸市東灘区
静 岡 フ ァ ク ト リ ー	静岡県磐田市
玉 川 フ ァ ク ト リ ー	川崎市高津区
R F 1	143店舗 (全国有名百貨店内、駅・駅ビル内)
グ リ ー ン ・ グ ル メ	62店舗 (全国有名百貨店内、駅・駅ビル内)
い と は ん	35店舗 (全国有名百貨店内、駅・駅ビル内)
神 戸 コ ロ ッ ケ	35店舗 (全国有名百貨店内、駅・駅ビル内)
ベ ジ テ リ ア	26店舗 (全国有名百貨店内、駅・駅ビル内)
融 合	10店舗 (全国有名百貨店内、駅・駅ビル内)
岩田 (上海) 餐飲管理有限公司	中国 上海市

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,593名	8名増

(注) 上記のほかに臨時従業員 (パートタイマー、アルバイト) 2,825名 (1日平均8時間換算による期中平均雇用人数) を雇用しております。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,555名	5名増

(注) 上記のほかに臨時従業員 (パートタイマー、アルバイト) 2,825名 (1日平均8時間換算による期中平均雇用人数) を雇用しております。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	484百万円
株式会社四国銀行	484百万円
株式会社みなと銀行	160百万円
株式会社京都銀行	120百万円
株式会社三井住友銀行	120百万円
明治安田生命保険相互会社	112百万円
日本生命保険相互会社	100百万円
株式会社みずほ銀行	80百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 26,788,748株  
 (3) 株主数 19,446名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社岩田	2,300千株	8.6%
ロック・フィールド取引先持株会	1,322千株	4.9%
明治安田生命保険相互会社	1,312千株	4.9%
株式会社四国銀行	1,242千株	4.6%
岩田弘三	784千株	2.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	711千株	2.6%
ロック・フィールド社員持株会	567千株	2.1%
三菱UFJリース株式会社	482千株	1.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	440千株	1.6%
株式会社みなと銀行	413千株	1.5%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（213,170株）を控除して計算しております。  
 2. 株式会社岩田は、当社代表取締役会長 岩田弘三氏が議決権の100%を直接保有しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年4月30日現在）

地位	氏名	担当及び主な職業	重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩田 弘三		株式会社コウベデリカテッセン 代表取締役社長 株式会社岩田 代表取締役社長
代表取締役社長	古塚 孝志		岩田（上海）餐飲管理有限公司 監事 株式会社コウベデリカテッセン 取締役
代表取締役専務	伊澤 修		岩田（上海）餐飲管理有限公司 董事長
専務取締役	細見 俊宏	企画開発本部、 物流システム本部管掌	株式会社コウベデリカテッセン 取締役
取締役	遠藤 宏	販売本部長	
取締役	中野 勘治		
取締役	門上 武司		
取締役	松村 はるみ		
常勤監査役	岡 吾郎		
監査役	奥田 実	公認会計士	
監査役	三戸 一弥		

- (注) 1. 2019年7月25日開催の第47回定時株主総会において、新たに選任され就任しました取締役及び監査役は次のとおりであります。
- 取締役 松村はるみ  
監査役 三戸一弥
2. 取締役 中野勘治氏、門上武司氏及び松村はるみ氏は、社外取締役であります。3氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。
- 社外監査役 石村孝男（2019年7月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任）
4. 監査役 奥田 実氏及び三戸一弥氏は、社外監査役であります。三戸一弥氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役 奥田 実氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
伊澤 修	常務取締役管理本部長	代表取締役専務	2019年7月25日
細見 俊宏	専務取締役 販売本部、 物流システム本部管掌	専務取締役 企画開発本部、 物流システム本部管掌	2019年7月25日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、2006年7月25日開催の第34回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当社は社外取締役及び社外監査役全員と当該契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		現金報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	234百万円	220百万円	13百万円	5名
社外取締役	26百万円	26百万円	—	3名
監査役 (社外監査役を除く)	9百万円	9百万円	—	1名
社外監査役	13百万円	13百万円	—	3名

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬は、取締役（代表取締役会長 岩田弘三氏を除く）4名に対するものであります。  
2. 社外監査役の報酬等の総額及び員数には、2019年7月25日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。

## (4) 取締役の報酬の決定に関する方針

### ①取締役の報酬決定の基本方針

当社の取締役報酬につきましては、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

### ②取締役報酬の決定プロセス

当社の取締役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、役員報酬規程及び株式報酬規程に基づき、取締役会において決定しております。

### ③取締役報酬の内容

当社の取締役報酬は、毎月定額で支給される現金報酬と、譲渡制限付株式の付与による株式報酬から構成されております。

- ・現金報酬

現金報酬は、経営責任の比重を示す役位ランクと前年の経営貢献度を示す号俸に基づき、別に定める役員報酬決定システムを参照し取締役会において決定しております。

- ・株式報酬

株式報酬は、株式報酬規程に基づき、現金報酬の10%に相当する額の譲渡制限付株式を付与しており、譲渡制限期間は20年間となっております。

### ④取締役報酬の限度額

当社の取締役報酬は、法令に基づき、株主総会で総額を決議しております。

- ・取締役の報酬額

1999年7月27日 第27回定時株主総会決議 年額600百万円以内

- ・取締役に対する譲渡制限付株式報酬額

2018年7月26日 第46回定時株主総会決議 年額60百万円以内

## (5) 監査役の報酬の決定に関する方針

### ①監査役の報酬決定の基本方針

当社の監査役報酬につきましては、取締役及び取締役会の監督責任負担への対価として、十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

### ②監査役報酬の決定プロセス

当社の監査役報酬につきましては、株主総会にて決議された報酬額の範囲内で、役員報酬規程に基づき、別に定める役員報酬決定システムを参照し監査役の協議により決定しております。

### ③監査役報酬の内容

当社の監査役報酬は、毎月定額で支給される現金報酬であります。

## ④監査役報酬の限度額

当社の監査役報酬は、法令に基づき、株主総会で総額を決議しております。

## ・監査役報酬額

1995年7月27日 第23回定時株主総会決議 年額50百万円以内

## (6) 社外役員に関する事項

## ①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中野勘治	当事業年度中開催の取締役会12回中12回に出席し、企業経営者として得た豊富な経験と知見に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	門上武司	当事業年度中開催の取締役会12回中12回に出席し、フードコラムニストとして食への探究心と豊富な知見に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	松村はるみ	当事業年度の取締役就任以降に開催の取締役会9回中9回に出席し、経営戦略に関する豊富な知識と経験に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	奥田実	当事業年度中開催の取締役会12回中12回、監査役会13回中13回に出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行っております。
監査役	三戸一弥	当事業年度の監査役就任以降に開催の取締役会9回中9回、監査役会10回中10回に出席し、主に警察署長等の要職を歴任された経験を活かし、企業防衛やコンプライアンスなどに対し、客観的な立場から、独立かつ中立の視点で必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額及び監査役会が同意した理由

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役会が提案する会計監査人の報酬等について、その内容の説明を受け妥当であると判断し同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社計算規則第127条第2号に該当する場合または同条第4号に定める体制が未整備の場合、会社法第344条の規定に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査役の過半数をもって決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 【業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要】

当社グループは、内部統制システムを構築、運用することが経営の重要な課題であると認識し、取締役会において次のとおり基本方針を設けて、決議いたしております。

#### 内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、法令・定款に適合し、適正に業務遂行をするために、内部統制システムを構築・運用します。また、この内部統制システムは継続的な見直し、改善を行ってまいります。

当社は、「ロック・フィールドの理念」「ロック・フィールドの価値観」に則り、食品に携わる企業として健康で安心・安全な商品を提供するのはもちろん、法令や社会のルールを守り、経済的、社会的、環境的、3つのバランスの取れた企業活動を行い、ステークホルダーから信頼を得ることに努めます。

#### ロック・フィールドの理念

「私たちは、SOZAIへの情熱と自ら変革する行動力をもって、  
豊かなライフスタイルの創造に貢献します。」

#### ロック・フィールドの価値観

「健康」「安心・安全」「美味しさ」「鮮度」「サービス」「環境」

## (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①企業経営者として豊富な経験と知見に基づき実践的な視点から取締役会の適切な意思決定と経営監督のため、会社から独立した社外取締役を選任する。
- ②豊富な経験と知見を持ち、独立かつ中立の視点から取締役の職務執行を監査するため、取締役から独立した社外監査役を選任する。
- ③当社グループは、取締役及び使用人の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するため当社グループ全体の行動規範「ロック・フィールド行動規範」を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
- ④当社グループ取締役及び使用人に対し、「ロック・フィールド行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、必要な教育・研修を実施する。
- ⑤代表取締役を議長とし、取締役、執行役員、監査役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ⑥職制を通じて報告、是正ができないコンプライアンス違反の情報確保のため、内部通報の窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見、早期是正、再発防止に努める。

⑦当社グループは、反社会的勢力・団体に対して、法令に則し毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

- ⑧業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
- ⑨コンプライアンスに関する規程その他の取り組み状況について、ステークホルダー（お客様、株主、投資家、社会等）に対して積極的に開示する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書管理規程を制定し、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに10年間保管し、管理するものとする。
  - ・株主総会議事録
  - ・取締役会議事録
  - ・計算書類
  - ・稟議書
  - ・その他取締役会が決定する文書
- ②前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるものとする。
- ③取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- ④代表取締役は、取締役及び使用人に対して、文書

管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する体制

- ①リスク管理の基本方針を定めた危機管理規程を制定し、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理を行い、リスクの未然防止及びリスク発生時の被害の最小化、再発防止が行える体制を整備する。
- ②リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、経営者に直ちに報告すべき重要情報の基準の策定、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断する開示基準を策定する。
- ③大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置する等、危機対応のためのマニュアル、組織を整備する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び使用人全員が共有する企業理念、価値観を定め、この浸透を図るとともに、これらに基づき中期経営計画を策定する。
- ②取締役会は中期経営計画を具体化するため、毎期、部門ごとの業績目標と事業計画を設定する。設備投資、新規事業については、原則として中期経営

計画の目標達成への貢献を基準にその優先順位を決定する。同時に各部門への効率的な人的資源の分配を行う。

- ③各部門を担当する取締役、執行役員、部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ④月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計データ化し、担当取締役、部門長は取締役会に報告する。
- ⑤取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役、部門長に目標未達成の原因の分析、その要因を排除、低減する改善策を報告させる。
- ⑥⑤の議論をふまえ、各部門を担当する取締役、部門長は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

### (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社規程を制定し、子会社の管理部署、管理責任者を定める。
- ②管理責任者は、子会社に当社グループの企業理念、価値観及び行動規範の徹底が図れるよう助言指導し、法令順守体制及びリスク管理体制を確保させるとともに、子会社と連携し、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。

- ③子会社の経営責任者は、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社への報告を義務付ける。
- ④内部監査部門は子会社の内部監査を実施する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ人選を行う。
- ②当該使用人の処遇、異動等の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

#### (7) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告

しなければならない。

- ②取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
- ③内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- ④内部通報制度による通報の状況については速やかに監査役に報告する。
- ⑤監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをしないものとする。

#### (8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ②監査役は、内部監査部門と適宜意見交換を行うとともに連携して監査業務を遂行する。
- ③監査役は、重要な会議に出席できるとともに稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握する。
- ④監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と求めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携を図ることのできる環境を整備する。

- ⑤監査役が、その職務の遂行について費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署で審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (9) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①代表取締役等は、適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることを取締役及び使用人に認識させるため、会議等で指示、訓示等必要な意識付けを行う。
- ②各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部統制システム、その他のシステムを構築、運用する。また、その構築、運用のための横断的な組織を設ける。
- ③内部監査部門は、財務報告に係わる内部統制システムの構築、運用状況を監査し、監査結果を代表取締役、担当取締役及び監査役に報告する。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。調査の結果判明した問題点につきましては、取締役・執行役員・監査役からなる「コンプライアンス委員会」で協議し是正措置を講じ、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、当社グループの全役員、使用人の行動指針として「ロック・フィールド行動規範」や「ロック・フィールド コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、正社員に対して法令、社会倫理、社内規則及び行動規範等についての研修を当事業年度中22回開催し、コンプライアンス意識の向上を図っております。併せて、経営陣から独立し匿名性を担保した内部通報窓口を設置し、リスク及びコンプライアンス違反行為等の情報収集に努めております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス委員会及び内部通報窓口の取締役会への報告内容の検証の結果、重大なコンプライアンス違反に該当する案件はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,899	流動負債	3,688
現金及び預金	13,883	買掛金	591
売掛金	1,962	1年内返済予定長期借入金	340
製品	32	リース債務	353
仕掛品	80	未払金	639
原材料及び貯蔵品	541	未払費用	1,187
その他	401	賞与引当金	505
貸倒引当金	△2	その他	71
固定資産	16,424	固定負債	1,833
有形固定資産	14,615	長期借入金	1,320
建物及び構築物	7,158	リース債務	363
機械装置及び運搬具	1,088	資産除去債務	150
土地	2,948	負債合計	5,522
リース資産	629	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,242	株主資本	27,744
その他	548	資本金	5,544
無形固定資産	176	資本剰余金	5,871
ソフトウェア	156	利益剰余金	16,525
その他	20	自己株式	△196
投資その他の資産	1,632	その他の包括利益累計額	57
投資有価証券	300	その他有価証券評価差額金	11
差入保証金	613	為替換算調整勘定	46
繰延税金資産	210	純資産合計	27,801
その他	530	負債・純資産合計	33,324
貸倒引当金	△23		
資産合計	33,324		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自2019年5月1日 至2020年4月30日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		47,667
売上原価		20,456
売上総利益		27,210
販売費及び一般管理費		26,735
営業利益		475
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	
保険配当金	17	
保険返戻金	15	
受取補償金	4	
雇用調整助成金	57	
為替差益	5	
その他の	11	125
営業外費用		
支払利息	8	
その他の	1	10
経常利益		591
税金等調整前当期純利益		591
法人税、住民税及び事業税	226	
法人税等調整額	171	398
当期純利益		193
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		193

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2019年5月1日 至2020年4月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年5月1日残高	5,544	5,866	17,182	△205	28,387
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△850		△850
親会社株主に帰属する当期純利益			193		193
自己株式の取得					—
自己株式の処分		4		8	13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	4	△656	8	△643
2020年4月30日残高	5,544	5,871	16,525	△196	27,744

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
2019年5月1日残高	47	57	104	28,492
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△850
親会社株主に帰属する当期純利益				193
自己株式の取得				—
自己株式の処分				13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△36	△11	△47	△47
連結会計年度中の変動額合計	△36	△11	△47	△690
2020年4月30日残高	11	46	57	27,801

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社：1社 岩田（上海）餐飲管理有限公司
- (2) 非連結子会社：1社 株式会社コウベデリカテッセン

株式会社コウベデリカテッセンは、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社コウベデリカテッセン

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては2020年3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### 主な耐用年数

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 6年～10年

#### 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### リース資産

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

に係るリース資産……………定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法）

## (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給期間に対応した支給見込額を計上しております。

## (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、当該在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて表示しております。

## (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、足元の業績に影響が生じております。固定資産の減損及び税効果会計等におきましては、今後、少なくとも2020年10月まで当該影響が継続するという仮定のもと、会計上の見積もりを行っております。

## (表示方法の変更に関する注記)

## (連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「支払利息」は0百万円であります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物

2,414百万円

土地

1,195百万円

計

3,610百万円

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）

1,328百万円

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

17,439百万円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

26,788,748株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年7月25日 定時株主総会	普通株式	611	23	2019年4月30日	2019年7月26日
2019年12月11日 取締役会	普通株式	239	9	2019年10月31日	2020年1月17日
計		850			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年7月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定しております。

①配当金の総額	611百万円
②1株当たり配当額	23円
③基準日	2020年4月30日
④効力発生日	2020年7月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、経理規程等社内規程に従い、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

差入保証金は主に店舗及び事業所用の土地・建物の賃借に伴うものであり、これらは貸主の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定すること等によりリスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の用途は主に設備投資資金であり、償還日は最長で決算日後4年であります。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注) 2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
（1）現金及び預金	13,883	13,883	—
（2）売掛金	1,962	1,962	—
（3）投資有価証券	182	182	—
（4）差入保証金	613	613	△0
資産計	16,641	16,640	△0
（5）買掛金	(591)	(591)	—
（6）未払金	(639)	(639)	—
（7）未払費用	(1,187)	(1,187)	—
（8）長期借入金（※2）	(1,660)	(1,660)	△0
負債計	(4,078)	(4,079)	△0

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 長期借入金の内には、1年内返済予定長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、契約期間及び過去の契約更新等並びに信用リスクを勘案し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 負 債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券 非上場株式	5
(2) 非連結子会社株式	113

非上場株式及び非連結子会社株式は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3) 投資有価証券には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,883	—	—	—
売掛金	1,962	—	—	—
合 計	15,845	—	—	—

差入保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,046円15銭
1株当たり当期純利益	7円27銭

# 計算書類

## 貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,823	流動負債	3,682
現金及び預金	13,819	買掛金	587
売掛金	1,954	1年内返済予定長期借入金	340
製品	32	リース債務	353
仕掛品	80	未払金	638
原材料及び貯蔵品	539	未払費用	1,187
前払費用	163	預り金	56
その他	236	賞与引当金	505
貸倒引当金	△2	その他	13
固定資産	16,619	固定負債	1,833
有形固定資産	14,603	長期借入金	1,320
建物	6,854	リース債務	363
構築物	304	資産除去債務	150
機械及び装置	1,072	負債合計	5,516
車両運搬具	16	(純資産の部)	
工具器具備品	536	株主資本	27,914
土地	2,948	資本金	5,544
リース資産	629	資本剰余金	5,871
建設仮勘定	2,242	資本準備金	5,861
無形固定資産	176	その他資本剰余金	10
商標	0	利益剰余金	16,695
ソフトウェア	156	利益準備金	179
電話加入権	19	その他利益剰余金	16,516
投資その他の資産	1,838	配当準備積立金	100
投資有価証券	187	別途積立金	6,396
関係会社株式	113	固定資産圧縮積立金	10
関係会社出資金	222	繰越利益剰余金	10,009
長期前払費用	385	自己株式	△196
差入保証金	602	評価・換算差額等	11
繰延税金資産	239	その他有価証券評価差額金	11
その他	120	純資産合計	27,926
貸倒引当金	△31	負債・純資産合計	33,442
資産合計	33,442		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自2019年5月1日 至2020年4月30日)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		47,508
売上原価		20,352
売上総利益		27,155
販売費及び一般管理費		26,644
営業利益		511
営業外収益		
受取利息及び配当金	14	
保険配当金	17	
保険返戻金	15	
受取補償金	4	
雇用調整助成金	57	
その他の	9	118
営業外費用		
支払利息	8	
その他の	0	9
経常利益		619
税引前当期純利益		619
法人税、住民税及び事業税	226	
法人税等調整額	171	398
当期純利益		221

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2019年5月1日 至2020年4月30日)

(単位:百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						配当準備積立金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2019年5月1日 残高	5,544	5,861	5	5,866	179	100	6,396	11	10,637	17,324	△ 205	28,529
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△ 850	△ 850		△ 850
当期純利益									221	221		221
自己株式の取得												—
自己株式の処分			4	4							8	13
固定資産圧縮積立金の取崩								△ 0	0	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	4	4	—	—	—	△ 0	△ 628	△ 628	8	△ 614
2020年4月30日 残高	5,544	5,861	10	5,871	179	100	6,396	10	10,009	16,695	△ 196	27,914

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年5月1日 残高	47	47	28,577
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 850
当期純利益			221
自己株式の取得			—
自己株式の処分			13
固定資産圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 36	△ 36	△ 36
事業年度中の変動額合計	△ 36	△ 36	△ 650
2020年4月30日 残高	11	11	27,926

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物	15年～50年
構築物	7年～50年
機械及び装置	10年
工具器具備品	6年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

に係るリース資産……………定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給期間に対応した支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、足元の業績に影響が生じております。固定資産の減損及び税効果会計等におきましては、今後、少なくとも2020年10月まで当該影響が継続するという仮定のもと、会計上の見積もりを行っております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

## (損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「支払利息」は0百万円であります。

**(貸借対照表に関する注記)****1. 担保に供している資産及び担保に係る債務**

## (1) 担保に供している資産

建	物	2,261百万円	
構	築	物	153百万円
土	地	1,195百万円	
	計	<u>3,610百万円</u>	

## (2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,328百万円
--------------------	----------

**2. 有形固定資産の減価償却累計額**

17,399百万円

**3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務**

長期金銭債権	8百万円
--------	------

**(株主資本等変動計算書に関する注記)****当事業年度末における自己株式の種類及び株式数**

普通株式	213,170株
------	----------

## (税効果会計に関する注記)

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	154百万円
未払事業税	18百万円
未払費用	26百万円
投資有価証券評価損	12百万円
会員権評価損	21百万円
固定資産	47百万円
資産除去債務	45百万円
関係会社出資金評価損	28百万円
その他	41百万円
繰延税金資産小計	396百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△140百万円
評価性引当額小計	△140百万円
繰延税金資産合計	255百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1百万円
固定資産圧縮積立金	△4百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△10百万円
繰延税金負債合計	△16百万円
繰延税金資産の純額	239百万円

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,050円82銭
1株当たり当期純利益	8円34銭

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

株式会社 ロック・フィールド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 添 健 史 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロック・フィールドの2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロック・フィールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

株式会社 ロック・フィールド  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 添 健 史 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロック・フィールドの2019年5月1日から2020年4月30日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月8日

株式会社ロック・フィールド 監査役会

常勤監査役 岡 吾 郎 ㊟

社外監査役 奥 田 実 ㊟

社外監査役 三 戸 一 弥 ㊟

## 第48回 定時株主総会 会場ご案内図

会 場 | 当社本社(神戸ヘッドオフィス)  
 所在地 | 神戸市東灘区魚崎浜町15番地2  
 電 話 | 078-435-2800(代表)



### 交通機関

「阪急神戸線 岡本駅」「JR神戸線 摂津本山駅」及び「阪神本線 青木(おおぎ)駅」近くに「送迎バス乗り場」を設けて、株主総会会場行きの送迎バスを午前9時から10時まで運行いたします。なお、お帰りの際も送迎バスを随時運行いたします。

### 送迎バス乗り場

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ①「阪急神戸線 岡本駅」     | 南改札口から南へ徒歩約5分 |
| 「JR神戸線 摂津本山駅」    | 北出口から北へ徒歩約3分  |
| ②「阪神本線 青木(おおぎ)駅」 | 南出口すぐ         |

昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。  
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。